

北区障害者実態・意向調査について

1. 概要

令和8年度は以下の3計画の策定年度となる。

- ① 障害者計画 障害者基本法第11条第3項に基づく
近年は6年に1度策定しており、区の裁量が大きい。
- ② 障害福祉計画 障害者総合支援法第88条第1項に基づく
- ③ 障害児福祉計画 児童福祉法第33条の20第1項に基づく
両計画は国が定める基本指針に沿って3年に一度策定する。

- ・北区においては、上記①障害者計画策定の前年度に区内障害者を対象とした「障害者実態・意向調査」を実施しており、調査結果を計画に反映している。



2. スケジュール

7月17日	第1回自立支援協議会
8月～10月	専門部会にて調査項目検討・事業所契約手続・入札
10月～11月	庁内に調査項目照会
11月～12月	調査対象者抽出・調査票校正・健康福祉委員会報告
12月中旬	調査票完成・第2回自立支援協議会
令和8年1月	調査実施

3. 検討課題

(1) 調査対象者と項目数

基本的な調査対象者は前回同様とする予定だが、医療的ケア児や強度行動障害についても対象とする方向で検討している。

○前回の調査対象者

身体障害者 約 1,800 人	精神障害者 約 700 人	合計 4,000 人
知的障害者 約 700 人	難病患者 約 800 人	

(2) 設問項目について

①調査項目数：60問前後

②今回追加を検討している設問項目

項目	検討理由（カッコ内は根拠計画）
医療的ケア児の支援ニーズに関する項目	医療的ケア児や重症心身障害児を支援する障害児通所支援の事業所確保等、医療的ケア児・者への支援の充実。 （北区障害者福祉計画2021等）
強度行動障害の支援ニーズに関する項目	令和8年度末までに強度行動障害の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。 （第7期北区障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）
通所施設・入所施設に関する項目	障害者の自立を支援し、生活の場を確保するとともに、障害児や障害者が、住み馴れた地域で必要な支援を受けながら充実した生活を送ることができるよう、地域生活基盤の整備を促進する。 （北区中期計画他）

設問項目については、専門部会、障害福祉課内及び庁内関係部署の意見を基に調整を行い、確定した調査項目の帳票を次回の第2回自立支援協議会で報告いたします。

(3) 調査項目のご意見について

調査項目についてご意見がある場合は専門部会においてご検討をお願いいたします（前回平成31年度は相談支援部会と地域生活部会において検討が行われました）。専門部会においてご意見がございましたら、10月末までに部会長より事務局（障害福祉課）へご報告をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。